

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、2の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 三輪 徹 を除斥しました。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書

令和5年度 政策局定期監査（行政監査を含む。）及び関係出資
団体監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及
び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

政策局

企画政策室、高等教育室、ひめじ創生戦略室、危機管理室

イ 出資団体監査

(ア) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

(イ) 姫路ウォーターフロント株式会社

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮し
て、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて
いるかなどの視点で実施した。

イ 出資団体監査

監査は、事業が出資の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務
が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又
は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和5年10月19日から令和6年1月18日まで

イ 出資団体監査

監査事務局及び現地

令和5年10月31日から令和6年1月18日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(2) 出資団体監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 姫路ウォーターフロント株式会社

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

3 意見

(1) 定期監査

ア 企画政策室

姫路シーサイドゴルフコースを運営する姫路ウォーターフロント株式会社は、姫路市が発行済株式総数の40パーセントを保有する第三セクターですが、同社の令和4年度（第34期）決算では、当期純利益が359万200円の黒字となっているものの、純資産の額がマイナス1億2,831万5,837円で、依然として債務超過の状態が続いています。

同社が経営するゴルフ場の施設は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が所有していますが、施設の老朽化が進み、今後、施設の改修、維持管理に多額の費用が見込まれます。また、現在、計画が進められている播磨臨海地域道路の詳細ルートが令和5年10月に公開され、ゴルフ場の施設には、ほとんど影響を及ぼさないことが判明しました。

これらの現状を鑑みると、同社が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、同社の存廃を含めて再度、判断を行う必要があると考えます。同社、同機構その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します。

あわせて、平成31年3月28日作成の同社に係る第三セクター等経営健全化方針についても見直しを行い、速やかに公表するよう要望します。

イ 高等教育室

姫路市では、姫路獨協大学を運営する学校法人獨協学園に対し、開校に当たり50億円及び16万7,304平方メートルの土地を出資しています。

同大学については、自主再建に向けた取組が行われているものの、予算ベースでは、経常収支差額が令和4年度は4億6,800万円、5年度は8億3,500万円の赤字となっています。また、一部の学部において大幅な定員割れが生じており、少子化も進む中、学生確保の厳しさは増しています。

これらの現状を鑑みると、リスク管理の観点から、同大学の撤退を想定した対処方法や撤退が市民や市の財政に及ぼす影響について事前に検討するよう要望します。

(2) 出資団体監査

ア 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、債務超過の状態が続く姫路ウォーターフロント株式会社の発行済株式総数の28パーセントを保有する株主であり、同機構の専務理事が同社の代表取締役社長に就任しています。また、同機構は、同社の経営するゴルフ場の施設を所有し、同社にそれを賃貸するとともに、運転資金として2億円を継続的に短期貸付けするなど、密接な関係にあります。

同機構においては、老朽化する施設の改修に関しての実施の要否、要とする場合の実施計画を検討するとともに、前述のとおり、姫路市、同社その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します。

イ 姫路ウォーターフロント株式会社

姫路ウォーターフロント株式会社は、令和4年度（第34期）決算では当期純利益は359万200円の黒字ですが、食堂運営の収支はマイナス879万860円となっています。純資産の額はマイナス1億2,831万5,837円で、依然として債務超過の状態が続いています。レジャーの多様化により、ゴルフ場事業による大幅な収益の増加は見込めず、今後も厳しい経営状況が続くと考えられます。

同社においては、利益を押し下げる要因となっている食堂運営の改善に取り組んで収益を確保するとともに、利用者のニーズに沿った施設の環境整備を行うなど、ゴルフ場の施設価値向上に資する経営が望まれます。加えて、前述のとおり、姫路市、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します。